

2018 年 2 月 27 日

コーポレートガバナンスにおける三様監査の連携

2017 年 12 月 27 日に第 1 回「統合報告・ESG 対話フォーラム」が経産省主催で開催された。同年 12 月 22 日には金融庁主催の第 13 回「スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」が開催されるなど、コーポレートガバナンスを巡る議論が相変わらず盛んである。2015 年 6 月 1 日に公表された東証コーポレートガバナンスコード (CGC) は、攻めのガバナンス中心のコードであったが、同年に発覚した東芝不正会計事件を端緒に、守りのガバナンスにも目が向けられるようになった。三様監査の連携のあり方についての議論も、その延長線上にある。しかしながら、わが国においては、残念ながら未だにガバナンスについての本質的な理解が進んでいないように思われ、結果として、CGC、スチュワードシップ・コード (SSC)、およびそれらに関連する三様監査の議論も「ちぐはぐ」なものになっている。また、現行の会社法とも整合していない。

1. ガバナンスとは：

攻めのガバナンス、守りのガバナンスの何れかに係わらず、IIA（内部監査人協会）の国際基準ではガバナンスを次のように定義している。

Governance : The combination of processes and structures implemented by the board to inform, direct, manage, and monitor the activities of the organization toward the achievement of its objectives.

即ち、ガバナンスとは、「Board」が行う行為全てを指しており、CGC における主語は「Board」である。従って、各国の CGC では、「Board」のあり様を冒頭で明確に定義している。例えば、英国 CGC では Unitary Board (Board of Directors) であり、独国 CGC では Dual Board ((Supervisory Board の下に Management Board) である。独国の「Supervisory Board」はわが国では「監査役会」と訳されているが、正確には「非執行取締役会」または「監督役会」とでも訳すべきところである。また、「Management Board」もわが国では単に「取締役会」と訳されているが、英米の取締役会とは異なるものであり、正確には「執行取締役会」とでも訳すべきところである。

一方、わが国のマジョリティである監査役（会）設置会社は Parallel Board であり、取締役会、監査役（会）を合わせて「Board」と定義すべきものである。

様々な機関設計が可能なわが国においては「Board」の定義が最も重要であり、この点を曖昧にしたままでの、CGC、SSC の議論は実のあるものとはならない。例えば、英国の SSC において、機関投資家の対話の相手は、明確に「Board」であり、「Board」メンバーである。わが国の場合は、監査役（会）も「Board」の一部を構成しており、

当然のことながら対話の相手に含まれる。対話の相手先に関して、わが国の SSC では、会社なのか、取締役会なのか、経営者なのか、監査役（会）が含まれるのか含まれないのか、非常に曖昧である。

2. 三様監査の連携に係る課題：

1) 監査役「監査」とは：

上記の「Board」の定義によれば、そもそも会計監査人監査、内部監査人監査、監査役「監査」を同列に並べて三様監査として比較するのは間違いである。即ち、会計監査人と内部監査人は監査（Audit）機関であるが、監査役（会）は監督機関である。

商法（現行の会社法）の歴史を振り返ってみると、「監査役」という用語は、明治 17 年（1884 年）の旧商法草案（ドイツ人ヘルマン・レスラーの草案）にはなかったようであるが、明治 23 年（1890 年）に公布された旧商法には「監査役」という用語が使用され、明治 32 年の商法に引き継がれている。旧商法草案では、取締役のことを「頭取」、監査役のことを「取締役」と呼称していたので更にややこしいが、今日の実務に置き換えると、監査役の職務は以下のようなものであった。

- ・ 取締役および発起人の業務取扱いを監督・検査すること。
- ・ 計算の検査をすること。

明治 23 年の旧商法には「監査役」という用語が使われているので、「監査」という用語は明治 17 年の旧商法草案と明治 23 年の旧商法との間に作られた造語ではないかと推測される。即ち、監督（Supervision）＋検査（現代用語では Audit）＝監査である。このように「監査」という日本語が出来た時点では、監査役「監査」の定義は明確であった。

ところが、戦後、監査役制度を廃止する前提で、監査役の職務を会計監査に限定して（即ち、監査役「監査」＝会計監査＝Audit）、公認会計士制度を導入する過程で、「Audit」（従来は会計検査）という概念に「監査」という用語を当てたために、会社法上の「監査」の定義があいまいになったと思われる。今日では Audit＝会計監査と一般に理解されており、「監査」という用語について監査役「監査」の立場から見ると、軒を貸して母屋を取られたような状況となった。更に、昭和 25 年の商法改正で、監査役の職務を会計監査に限定する（即ち、監査役「監査」＝会計監査＝Audit）こととなったため、監査役「監査」のアイデンティティが失われることとなった。

しかしながら、昭和 49 年の商法改正で、監査役に所謂「業務監査」の権限が付与された。即ち、商法制定時に元々監査役に付与された上記の 2 つの権限の内、「計算の検査をすること」（＝会計監査）の権限に加えて、「取締役の業務取扱いを監督・検査すること」の権限が付与された。監査役の監督権限の復活である。それ以降のわが国のコーポレートガバナンスの強化は、主として監査役の監督権限強化により行われてきたと言っても過言ではない。

「Board」の役割は経営の監督なので、監査役（会）も監督機関であるが、会社法上も監査役（会）は監督機関である。同じく監督機関である取締役会が代表取締役の選解任権を裏付けに経営の監督を行うのに対して、監査役（会）は、監査権（現行の会社法では「調査権」と呼称される）を裏付けに経営の監督を行っている。即ち、「監査」は監督を行うための手段（手続き）に過ぎないものである。ところが会社法では、監査と監督を同義語と解釈しているため、この点が非常にわかりにくいものになっている。監督と監査を会社法上で何故区別して明確に定義しないのか、日本の法学者の怠慢と言わざるを得ない。

筆者は、会計監査人設置会社においては、少なくとも常勤監査役は業務監査のプロ（会計監査のプロではなく）であることが望ましいと考えているが、現状、監査役に必ずしもプロフェッショナルリティが求められていないのは、監査役が監督機関だからである。

2) 内部監査部門と監査役（会）との「連携」

IIA の国際基準では内部監査部門を以下のように定義している。

The internal audit activity helps an organization accomplish its objectives by bringing a systematic, disciplined approach to evaluate and improve the effectiveness of governance, risk management and (internal) control processes.

三様監査の連携に関しては、内部監査部門のレポーティングラインをどうするべきかが議論されているが、上記 IIA 基準では、内部監査部門は企業のリスクマネジメント、内部統制の有効性だけでなく、ガバナンスの有効性の評価を行うことも求められている。ガバナンスの有効性評価、経営課題に関する提言を行う「経営監査」を目指すには、内部監査部門は監督機関（「Board」）に直属する必要がある。わが国の機関設計においては、レポーティングラインは、代表取締役ではなく、「Board」（指名委員会等設置会社における監査委員会、監査等委員会、監査役（会））である。従って、監査役（会）と内部監査部門との関係も、互いに独立した機関の間の連携ではなく、指揮命令を伴う上下関係である。

英国 CGC の一部を構成する監査委員会についてのガイドライン（実務指針）では監査委員会と内部監査部門との関係を以下のように記述している。

The audit committee should review and approve the internal audit function's remit, having regard to the complementary roles of the internal and external audit functions. The audit committee should ensure that the function has the necessary resources and access to information to enable it to fulfil its mandate, and is equipped to perform in accordance with appropriate professional standards for internal auditors.

The audit committee should approve the appointment or termination of

appointment of the head of internal audit.

3) 会計監査人との連携

2007 年に施行された金融商品取引法の内部統制報告制度および内部統制監査制度により、内部監査部門は経営者の指揮命令下、財務報告の内部統制の自己評価を行う組織と位置付けられた。財務報告への虚偽記載のリスクの顕在化を防ぐための内部統制の整備と運用を経営者に義務付け、会計監査人が内部統制の整備・運用の適正性を監査し、監査証明を出す制度である。しかしながら、「財務報告への虚偽記載のリスク」は、企業が対面する様々なリスクの一つに過ぎず、その顕在化を防ぐために文書化など多額のコストをかけるのは合理的とは言えない。会計監査人の監査証明を受けるためには、形が整っていることが重要で、形骸化は当然の帰結である。

EU の行政機関である欧州委員会は、2010 年 10 月に公表したグリーン・ペーパー「監査に関する施策：金融危機の教訓」の中で、リーマンショックを引き起こした企業行動について、会計監査が全く機能しなかったとの反省に立ち、米国（およびそれを踏襲した）わが国の内部統制報告・監査制度は、形式主義に陥っており、会計監査人は実証的検証に重きを置く従来の財務諸表監査に集中すべきである、と批判している。また、内部統制のチェックは、会計監査人が行うのではなく内部監査部門に依拠すべきであるとしている。

このような制度を導入しているのは日・米だけであり、米国では中小上場企業は対象外なので、全上場企業を対象にしているのはわが国だけである。

内部監査部門との関係では、元々会計監査人が財務諸表監査の中で行っていた内部統制のチェックを内部監査部門に下請けさせたことに問題がある。J-SOX の導入で、当時盛り上がってきていた経営監査への流れがとん挫してしまったのは残念なことである。会計監査人は、財務諸表監査を実施するに当たって「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」（監査基準委員会報告書 315 号）を行う。この中で、重要な虚偽表示リスクを示唆する状況と事象、例えば、市場の不安定性にさらされている事業運営、事業が直面する規制対応、事業を取り巻く環境変化、サプライチェーンの変更、などを含む内部統制・リスクマネジメント全般の状況を確認する。

これらは、正に監査役「監査」および内部監査の監査対象であり、会計監査人と監査役（会）・内部監査部門との連携とは、会計監査人が財務諸表監査を行うに当たって、監査役（会）および内部監査部門と連携を取ることであり、財務報告の虚偽記載のリスクの顕在化に影響を与える事象の確認を行うことである。

以上

（文責：三神 明）